

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業としての社会的責任を自覚し、持続的に企業価値を高めていくことを基本とし、企業経営の透明性と公正性を高め、持続的な成長、発展を遂げ、かつ社会的な責任を果たしていくことが重要であるとの認識に立ち、顧客、取引先、債権者、従業員などのすべてのステークホルダー（利害関係者）から高い評価を獲得することにより、企業価値の最大化を目指す重要な経営課題と位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」の全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アズーロ	583,000	36.22
木村 裕紀	355,300	22.08
ジャフコ・スーパーV3 共有投資事業有限責任組合	225,600	14.02
100キャピタル1号投資事業有限責任組合	64,200	3.99
株式会社ベクトル	64,200	3.99
Net Capital Partners Limited	40,200	2.50
ブランディングテクノロジー 従業員持株会	30,800	1.91
X Capital有限責任事業組合	30,800	1.91
株式会社エボラブルアジア	30,800	1.91
小川 悟	14,400	0.89

支配株主(親会社を除く)の有無	木村裕紀
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、今後支配株主との取引を行わない予定ですが、必要により支配株主と取引を行う際は、少数株主の権利を不当に害することのないよう、その可否、条件等につき取締役会において十分な協議・交渉を行った上で意思決定を行い、少数株主の保護に努めます。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
進 護	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
進 護			三菱商事株式会社での豊富な経験と高い見識から、公正かつ客観的な立場から経営に関する適切な意見を述べており、社外取締役として適任と判断しております。また、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人は、

- ・相互の監査計画の確認及びその説明・報告の打合せの実施
- ・定期的面談の実施による情報の共有化
- ・監査報告会において期末監査結果の概要及び課題について打合せ及び意見交換の実施により連携して監査の質的向上を図っております。

監査役及び内部監査担当者は、

- ・相互の監査計画の交換及びその説明・報告の打合せの実施
- ・内部監査実施状況の報告等、定期的面談の実施による情報の共有化
- ・業績管理会議後に業績や業務執行上の課題等の意見交換により連携して監査の質的向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
山崎 一夫	他の会社の出身者														
中澤 隆	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山崎 一夫			株式会社毎日新聞社の取締役としての経験や、本書提出日現在において株式会社マイナビの社外監査役であることから、企業経営に関する相当程度の知見を有しており、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かしていただくため社外監査役に選任しております。また、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

中澤 隆		公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かしていただくため社外監査役に選任しております。また、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
------	--	--

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

当社は、取締役へのインセンティブ付与について、長期的な企業価値向上と業績向上への意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役
該当項目に関する補足説明	

社内取締役、従業員、子会社の取締役については、業績向上に対する貢献意識や士気を一層高め企業価値の増大を図るために、就任又は在籍の時期や期間、今後の業績拡大への貢献度などを勘案して定めた数のストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。取締役については取締役会の決議により決定しており、監査役については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、毎月取締役会開催前及び必要に応じて、経営管理本部より社外取締役及び常勤監査役へ報告し、社外監査役へは、常勤監査役を通して報告をしております。また、取締役会開催に際しては、事前に議事を伝達し、必要に応じて議案の説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンスの体制概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び取締役会

取締役会は、社外取締役1名を含む4名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行います。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催することとなっております。取締役会には、監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況の監査を行っております。

2. 監査役及び監査役会

当社は監査役制度を採用し、監査役会を設置しております。監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されております。監査役会は、原則として毎月1回定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役会規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、常勤監査役からの取締役等の業務執行状況の報告に基づき、協議・意見交換をしております。また、監査役は定時取締役会、臨時取締役会に原則出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等について、監査役会において協議され、取締役会に対して報告されております。

3. 内部監査

当社は、社内各部門の日常的な業務が法令又は定款その他社内規程に準じて行なわれていることを確認するために、内部監査を実施し、社長へ報告しております。組織規模が比較的小さく、また人員に限りがあることから、内部監査専属の部署や担当者は置いておりませんが、内部監査に適した人員を社長が3名指名し、社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、監査の独立性を確保して実施しております。なお、内部監査の結果は監査役にも報告され、内部監査担当者と監査役との間で意見交換を行っております。

4. 会計監査人

当社は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。期中及び期末の監査のほか、会計に関する協議は随時行っており、適正な財務報告に努めております。また、会計監査の状況及び結果については随時監査役会に報告され、監査役監査と会計監査とが連携してコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では監査役3名中2名を社外監査役としており、その3名が取締役会へ出席して必要な意見を述べております。常勤監査役は当社の重要な会議に出席し、業務執行が適正に行われていることを監査しており、非常勤監査役とも随時情報交換を行っております。また、上場企業において幅広い経験を有している社外取締役1名を選任することにより、経営に対する監視機能を保持できているものと考えており、十分な取締役会の牽制及び監査機能が整備されているものと判断しております。当社は社外取締役及び社外監査役がコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割として、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるための牽制機能を期待しており、独立性を有する社外取締役1名及び社外監査役2名により、取締役の業務執行の監督機能向上を図り、会計や法令等に精通している立場から助言や提言を行うことで、経営の健全性を確保できる体制としております。

現在の当社の企業規模や事業内容から、透明性の高い意思決定、迅速な業務執行及び監査の実効性を担保するためには、現体制が最適であると判断しておりますが、将来的にはコーポレート・ガバナンス体制の強化という観点から、社外取締役の増員等について検討していく方針であります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主への株主総会招集通知については、法定期日に十分な余裕を持てるよう、早期発送に努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日については、当社の決算月は3月であります。より多くの株主が出席しやすい日を設定する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使や、招集通知の英文提供についても今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上にIR専用サイトを開設し、当該サイト内で開示することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	1年もしくは半期に1回程度、個人投資家向けの会社説明会を開催し、当社の認知度の向上をはかってまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、アナリスト・機関投資家向けの会社説明会を開催し、当社の認知度の向上をはかってまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に、決算情報(決算短信・四半期決算短信)、決算情報以外の適時開示資料(プレスリリース)、有価証券報告書、四半期報告書、内部統制報告書、株主総会招集通知などを掲載し、投資家向けの情報の発信に努めてまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR活動は経営管理本部を担当部署として行う予定です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社全職員に対し、コンプライアンスを重視させ、高い倫理観をもって業務に取り組ませることにより、ステークホルダーに対して、良識ある行動を取るよう心がけております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の運営するサービスやこれまで培ったノウハウを活かしながら、社会の持続的な発展に貢献できるよう取り組んでまいります。 https://www.branding-t.co.jp/csr/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主をはじめとしたステークホルダーに必要な適時・適切な会社情報の開示を迅速かつ正確に公平に行なえる社内体制の充実に努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、当社内の各部門が諸規程に準拠して業務を遂行することによって、リスク対策を実施しております。あわせて経営環境の変化に対応した迅速な経営の意思決定及び経営の健全性向上を図ることによって株主価値を高めることを、経営上の最も重要な課題の一つとして認識しております。

当社は、会社法第362条第4項6号及び会社施行規則第100条に基づき、取締役会決議により、以下のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正性を確保するための体制の整備・運用をしております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)「コンプライアンス管理規程」に基づき、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- (2)公益通報者保護法に対応した内部通報制度を構築し、コンプライアンスに対する相談機能を強化する。
- (3)代表取締役社長が選任した、他の部門から独立した内部監査人が各部門の業務執行及び、コンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する
- (4)反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対処規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議および申請規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- (2)取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができる。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備するとともに、定期的に見直しを行う。
- (2)リスク情報等については、取締役会等を通じて管掌役員より取締役及び監査役に対し報告を行う。
- (3)不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2)取締役は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。各取締役は、取締役及び監査役に対して状況報告を行うほか、会社経営に関する情報を相互に交換する。(3)各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、関係会社運営規程に基づき、当社管理担当部門が経営等に関する資料の提出を求めるとともに、当社の取締役会への定期報告を求める。
- (2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、子会社の損失の危険の管理体制を構築するため、当社は危機管理及びリスク管理に関する社内諸規程等を整備し、子会社のリスクを管理する。また、子会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく当社の代表取締役社長を通じて、当社の取締役会に報告し、同時に当社の監査役へ報告する。
- (3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務報告を受け、重要事項は関係会社運営規程に基づき事前に当社の承認を得ることなどにより、子会社の取締役等の職務執行の効率を確保する。
- (4)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、当社の役員等が子会社の役員等に就任するほか、当社の監査役及び内部監査人による監査により、業務の適正性を検証する。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。監査役は、監査役の職務を補助する使用人の選任、考課に関して意見を述べるができるものとする。また、配置された監査役の職務を補助する使用人は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役は、監査役の出席する取締役会その他重要な会議において担当する職務の執行状況を報告する。
- (2)取締役及び使用人は、当社及び子会社等に法令・定款に違反する恐れのある事実や著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告する。又、内部通報制度に基づく通報があった場合は遅滞なく監査役に報告する。なお、監査役も内部通報制度の通報窓口であるため、使用人は内部通報制度を用いて監査役に直接報告することもできる。
- (3)監査役は、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に何時にでも説明を求める事が出来る。監査役から説明を求められた場合には、取締役及び使用人は遅滞なく監査役に報告する。
- (4)監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないことや、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができる旨等を「内部通報および公益通報者保護規程」において定め、その保護を図るものとする。

h. 子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制

- (1)子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、当社の監査役から報告を求められた事項について速やかに当社の監査役に報告するとともに、関連会社運営規程に基づき、当社の管理担当部門にも報告する。
- (2) 当社の管理担当部門は、子会社の取締役及び使用人から、法令及び規程に定められた事項のほか、当社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに当社の監査役にその内容を報告する。

i. その他監査役の実効的な監査が行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち重要な課題、情報に関し意見交換を行う。
- (2)内部監査人は、監査役と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて監査役立ち会いのもと内部監査を行う。
- (3)取締役及び使用人は、監査役が監査法人と会計監査の内容等についての情報交換が充分に行える体制を整える。又、監査役が顧問法律事務所と何時にでも会社経営全般についての法律相談を行える体制を整える。
- (4)監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとする。

j. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を高めるため、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びその特別利害関係者、株主、取引先等は反社会的勢力との関係はないと認識しております。
当社における方針については、「反社会勢力対処規程」において定めており、その内容の周知徹底を図っております。
社内体制としては、反社会的勢力に対する業務を所管する部署は経営管理部法務審査課とし、実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力対応マニュアル」を整備しております。また、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設ける、または、反社会的勢力と一切の関わりが無いことの覚書を締結など、その徹底を図っております。加えて、所轄警察担当係・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・顧問弁護士等の外部専門機関と連携体制を構築し、反社会的勢力による経営活動への関与や反社会的勢力による被害を防止する体制を整えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

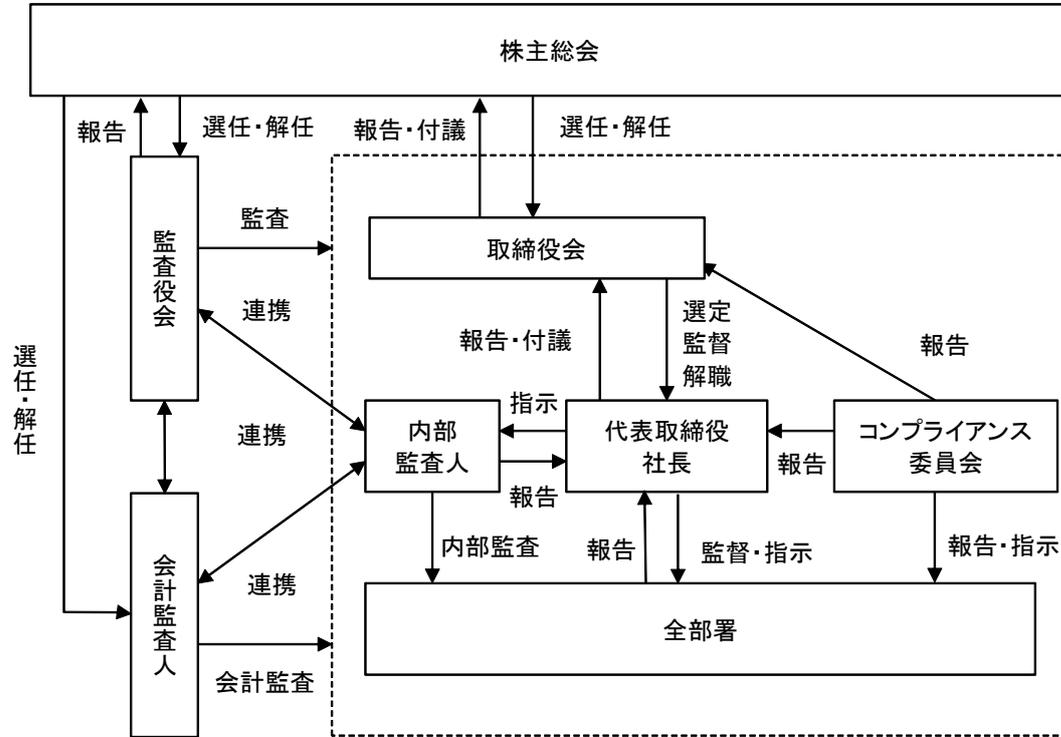
該当項目に関する補足説明

当社では現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

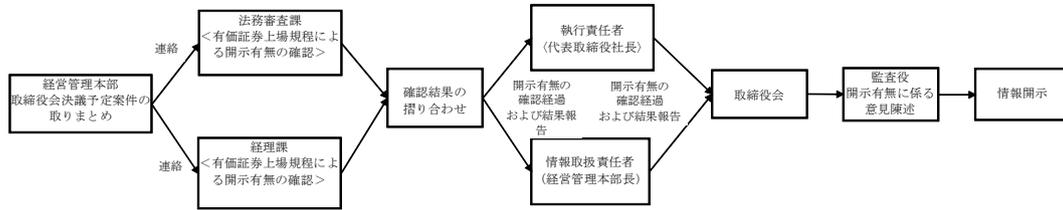
当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置付けております。当社では決算数値の早期発表が特に大切と考え、その他ディスクロージャー情報の収集、分析には組織的に対応をはかるため、収集された情報は、逐次適時開示責任者に集められ、模式図に記載する手続きに従って公表すべき情報はタイムリーに公表致します。

【模式図(参考資料)】

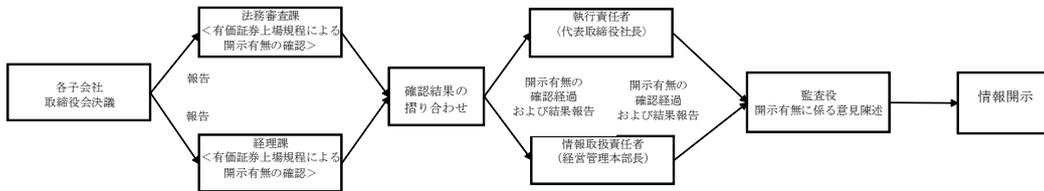


【適時開示体制の概要（模式図）】

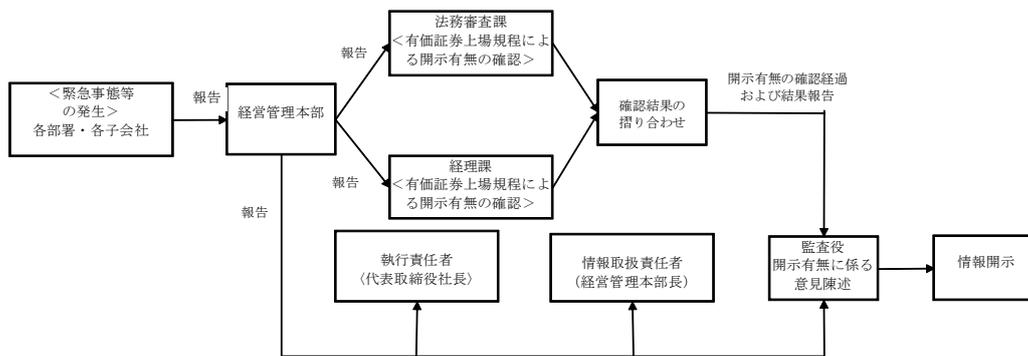
<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<子会社の決定事実に関する情報>



<当社グループに係る発生事実に関する情報>



※発生事実の開示について、休業日、深夜・早朝に発生した場合には、日時に関わらず、社長もしくは情報取扱責任者で行なうものとする。また、執行責任者及び情報取扱責任者が不在の場合には、他の取締役の決裁で行ない、遅滞無く開示することとする。

以上